

## I 【重要】令和3年度介護報酬改定情報について

令和3年度介護報酬改定情報については、長野県ホームページで随時お知らせをしております。最新の情報は、以下のページからご覧ください。

○掲載先URL（長野県ホームページ）

※ 「トップページ」→「県政情報・統計」→「組織・行財政」→「組織・職員」→「長野県の組織一覧（本庁）」  
→「介護支援課」→（2）サービス業務のうち「令和3年度介護報酬改定等について」  
<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/service/03kaisei.html>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

## II 【重要】令和3年度介護報酬改定（案）に伴う加算等の届出の取扱いについて

令和3年度の介護報酬改定に伴い、4月1日から創設される加算を算定される場合、又は現在算定中の加算を変更される場合の取扱いは、以下のとおりですので、ご注意ください。

### 1 届出の対象事業者

○訪問介護除く居宅系サービス事業所及び介護保険施設等入所系施設

⇒ 4月1日から算定するかどうかに関わらず、全事業所において体制届を提出してください。

※ ただし訪問看護事業所のうち、医療みなしで指定された訪問看護事業所については、令和3年度報酬改定により新たに加算を算定する場合又は現在看護体制強化加算若しくはサービス提供体制強化加算を算定している事業所のみ届出してください。

○訪問介護事業所

⇒ 下記の場合には体制届を提出してください。

- ・新たに創設された認知症専門ケア加算や特定事業所加算(V)を算定する場合
- ・令和3年度より処遇改善加算又は特定処遇改善加算を新規に取得又は区分を変更する場合

※ 福祉用具貸与と居宅療養管理指導は新設加算がありませんので、届出の対象事業者から除きます。

### 2 届出書類

- 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（令和3年4月版）
- 添付書類：長野県ホームページに掲載（現在から引き続き加算を取得する場合でも添付書類をつけてご提出ください。）

### 3 届出書の提出期限

**令和3年4月1日（木）**

### 4 届出書の提出先

- 長野市以外の事業所：事業所の所在地を管轄する県保健福祉事務所福祉課  
※ただし、松本市内の事業所については、令和3年4月1日（木）以降、松本市への提出となりますので、ご注意ください。
- 長野市内の事業所：長野市保健福祉部高齢者活躍支援課

### 5 その他の留意事項

- 届出する際の注意事項について  
体制等状況一覧表の新規又は変更する加算項目に「○」をし、マーカー等で変更箇所等がわかるように着色してください。その他変更のない加算については確認のため、現在の届出状況をすべて選択して「○」をしてください。
- 加算に関する問い合わせ等について  
県ホームページに掲載しました報酬告示等の情報を十分ご確認いただいた上で、お問い合わせください。  
3月から4月にかけて、皆様からのお問い合わせが集中し、電話がつながりにくい場合がありますので、ご質問については、メールやFAXをお願いします。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

FAX：026-235-7394

メールアドレス：kaigo-shien-s@pref.nagano.ne.jp

**次ページに長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）補助金についての情報を掲載しています。補助金を申請された方は必ずご確認いただきますようお願いいたします。**

### Ⅲ 【重要】～介護サービス事業所・施設等の皆さまへ～

長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）補助金の実績報告書を令和3年3月31日（水）までに提出願います。

なお令和3年3月31日をもって慰労金・支援金運営センター（介護分）の業務が終了しますので、実績報告書の到着が4月1日以降となる場合や4月1日以降のお問い合わせは、下段に記載の長野県庁健康福祉部介護支援課東庁舎分室にお願いします。

長野県では、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）実施要綱等に基づき、介護サービス事業所・施設等における感染症対策及びサービス再開への支援事業（補助金）を実施しております。  
実績報告書の様式等は長野県ホームページによりご確認ください。

○掲載先URL（長野県ホームページ）

「トップページ」→「健康・医療・福祉」→「高齢者福祉」→「高齢者施設」  
→「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）について」  
→「感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業・介護サービス再開に向けた支援事業について」  
<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/corona/documents/sienkin0910.html>

#### 【3月31日迄の問合せ及び書類提出先】

名称 長野県（医療・福祉）慰労金・支援金運営センター  
住所 〒380-0824 長野市大字南長野石堂町1293 長栄南石堂ビル7F  
電話 026-217-0845（受付時間：平日8：30～17：00）  
メールアドレス nagano\_shien@bsec.jp

#### 【4月1日以降の問合せ及び書類提出先】

名称 長野県庁健康福祉部介護支援課東庁舎分室  
住所 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2  
電話 026-235-7235（受付時間：平日9：00～17：00）

※4月1日以降の書類の提出先及び問い合わせ先については上記のとおりとなりますのでご注意願います。

### Ⅳ 令和3年度介護支援専門員研修の受講について

標記の件につきまして、令和3年度の介護支援専門員研修について、ご案内します。受講申込みについては、<http://www.nsyakyo.or.jp/news/2021/03/2-7.php> をご確認ください。（長野県社会福祉協議会のホームページの新着情報でもご確認いただけます。）

上記のURLから、受講案内、各研修の募集要項等をご確認いただき、4月16日（金）までに申込みを行ってください。

※ 令和3年度は新型コロナウイルス感染症等の状況を鑑み、オンライン研修と集合研修を併用して実施します。なお、オンライン環境については、各自でご用意ください。

#### 【介護支援専門員更新研修、専門研修、再研修】

インターネットから申込みを行ってください。ただし、専門研修を受講する場合、インターネット申込みの他、「実務経験証明書」（様式等はホームページをご確認ください。）を郵送いただく必要があります。

#### 【主任介護支援専門員研修】

申込みは、郵送のみとなります。申込書及び添付書類の様式等はホームページをご確認ください。

#### 【主任介護支援専門員更新研修】

申込期間は、7月1日（木）～7月30日（金）となります。※受講要件の法定外研修は、令和2年4月1日～令和3年7月30日までに受講したものが対象です。

【問合せ先】長野県社会福祉協議会ケアマネ研修情報センター 電話：026-226-2000

## V 令和3年度介護職員処遇改善及び介護職員等特定処遇改善計画書の提出について

令和3年度に介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算を算定する場合は、令和3年4月15日(水)(厳守)までに計画書を提出する必要があります。各指定権者(県、中核市、市町村・広域連合)へ提出してください。

様式等は長野県ホームページに掲載しますので、ご確認ください。

なお、令和3年度より処遇改善加算又は特定処遇改善加算を新規に取得又は区分を変更する場合は、令和3年4月1日(木)までに体制届を提出してください。(※計画書より先に体制届を提出する必要がありますので、ご注意ください。)

### ○長野県ホームページの掲載先とURL

「トップページ」→「県政情報・統計」→「組織・行財政」→「組織・職員」→「長野県の組織一覧(本庁)」  
→「健康福祉部」→「介護支援課」→「介護給付費の算定に係る届出様式関係」→「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算について」

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/jigyosha/kofukin/kasan.html>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121(直通)

## VI 令和3年度介護保険施設・事業者に係る研修会(予定)について

令和3年度は、現時点では次の日程で集合形式による研修会を行う予定です。

詳細については、開催前に別途開催通知を施設・事業所あて送付するほか、県ホームページに掲載します。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、開催方法等を変更する場合がありますが、その際はあらためてお知らせします。

### 【長野市・松本市に所在する施設・事業所の皆さまへ】

本研修会は、これまでと同様に、長野県と中核市で共同開催します。長野市及び令和3年4月1日から中核市に移行する松本市に所在する施設・事業所の皆さまは、以下のとおり出席いただきますようお願いいたします。

- ◎訪問介護、通所介護事業所の皆さま ⇒(長野市)北信地域の研修会に出席ください。  
(松本市)中信地域の研修会に出席ください。
- ◎上記以外の施設・事業所の皆さま ⇒(長野市・松本市)全県共通の研修会に出席ください。

対象サービス	対象地域	開催日	開催時間	会場	
訪問介護	東信地域	7月7日(水)	13:30~16:30	県佐久合同庁舎講堂	
	北信地域	7月13日(火)		長野市若里市民文化ホール	
	中信地域	7月20日(火)		県松本合同庁舎講堂	
	南信地域	7月30日(金)	10:30~14:30	エス・バード (南信州・飯田産業センター)	
通所介護	東信地域	7月8日(木)	13:30~16:30	県佐久合同庁舎講堂	
	北信地域	7月15日(木)		長野市若里市民文化ホール	
	中信地域	7月19日(月)		県松本合同庁舎講堂	
	南信地域	7月29日(木)	13:30~16:30	エス・バード (南信州・飯田産業センター)	
訪問看護ステーション	全県共通	8月25日(水)	13:30~16:30	県松本合同庁舎講堂	
福祉用具貸与・販売		8月23日(月)	13:30~16:00		
通所リハビリテーション		7月26日(月)	10:30~12:30	キッセイ文化ホール	
訪問リハビリテーション			13:30~16:45		
介護老人保健施設 短期入所療養介護		8月5日(木)	13:00~16:30	キッセイ文化ホール	
介護老人福祉施設 短期入所生活介護		8月11日(水)	13:30~16:30	県松本合同庁舎講堂	
介護医療院 介護療養型医療施設 短期入所療養介護		8月18日(水)	13:30~16:30	県松本合同庁舎講堂	
特定施設入居者生活介護					

※開催時間等は今後変更となる場合がありますので、開催前に送付される開催通知を必ずご確認ください。

※詳細については、下記ホームページに掲載予定です。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/jigyosha/index.html>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121(直通)  
長野市 保健福祉部 高齢者活躍支援課 電話：026-224-5094(直通)  
松本市 健康福祉部 高齢福祉課 電話：0263-34-3213(直通)

## Ⅶ 令和3年度介護職員研修受講支援事業の実施について

標記事業について、下記のとおり実施します。

研修受講費用の補助を希望する場合には、長野県ホームページをご確認の上、必要書類を提出してください。

- 事業内容 介護サービス事業者が職員の研修受講費用を全額負担する場合、その一部を助成する。
- 補助対象者 介護サービス事業者
- 対象期間 令和3年4月1日以降に着手し、令和4年2月28日までに完了するもの
- 提出期限 令和3年3月24日 必着

令和3年度中に補助を受けたい場合は、提出期限までに事業計画書を提出してください。(令和2年度と計画の提出方法が変わりました。)

○長野県ホームページの掲載先(詳細はこちらをご参照ください。)

県ホームページトップ右上「検索」ボタンをクリック→「介護職員研修受講支援事業」と入力・検索→「介護職員研修受講支援事業の実施について」

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 介護人材係 電話：026-235-7129(直通)

## Ⅷ 福祉研修情報ガイド『きやりあねっと』の発行停止について

社会福祉法人長野県社会福祉協議会が発行しておりました福祉研修情報ガイド『きやりあねっと』が令和3年度から発行停止されることとなりました。今後は、下記ホームページにて各種研修の情報をご確認ください。

○長野県福祉研修実施団体共同サイト「きやりあねっと」 <https://www.career-net.jp/>

(インターネット上で「きやりあねっと」と検索することで、ホームページを開けます。)

なお、長野県社会福祉協議会 福祉人材センターが実施する研修については、パンフレットを配布しています。送付を希望される方は下記ホームページから申込みをしてください。

○研修情報パンフレット 申込みフォーム <https://forms.gle/P923UAXU4gZ5dBis6> (令和3年3月31日まで申込み可能)

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 介護人材係 電話：026-235-7129(直通)

### 【介護支援専門員証更新申請書の申請期間について】

介護支援専門員として業務に従事するためには、更新に必要な研修を受講し、介護支援専門員証更新の手続きを行う必要があります。

介護支援専門員証を更新する予定のある方は、下の表の更新申請期間内に、申請書を介護支援課あて簡易書留で送付してください。なお、管理者の皆様におかれましては、従業者の方に周知していただきますようお願いいたします。

**また令和3年3月31日に有効期間が満了する方で更新を希望される方は、必ず3月中に更新申請書を提出するようにしてください。**

更新申請受付期間 有効期間満了日の前々月11日～前月の10日まで

有効期間満了日	更新申請期間
2021年5月1日～2021年5月31日	2021年3月11日～2021年4月10日
2021年6月1日～2021年6月30日	2021年4月11日～2021年5月10日
2021年7月1日～2021年7月30日	2021年5月11日～2021年6月10日

※令和3年(2021年)3月及び4月に有効期間が満了する方については、既に申請期間が過ぎておりますが、有効期間が満了していない方のうち、まだ申請書を提出していない方は、**至急、介護支援課あて簡易書留で送付**してください。

なお、**有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、受理することができません。(必着)**有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、更新研修等を修了している場合であっても、有効期間満了日の翌日から介護支援専門員の業務に就くことはできず、「再研修」を受講後、交付申請書を提出していただくこととなりますので、ご注意ください。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121(直通)

県では、皆様にご覧いただきたい情報を、通知や介護インフォメーションにより提供していますが、最新の情報をいち早く得るためには、長野県ホームページを随時ご覧いただくことをお勧めします。

このインフォメーションへのお問合せ等は、長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係までお願いします。

TEL 026-235-7121 FAX 026-235-7394 E-mail kaigo-shien-s@pref.nagano.lg.jp